

自由権

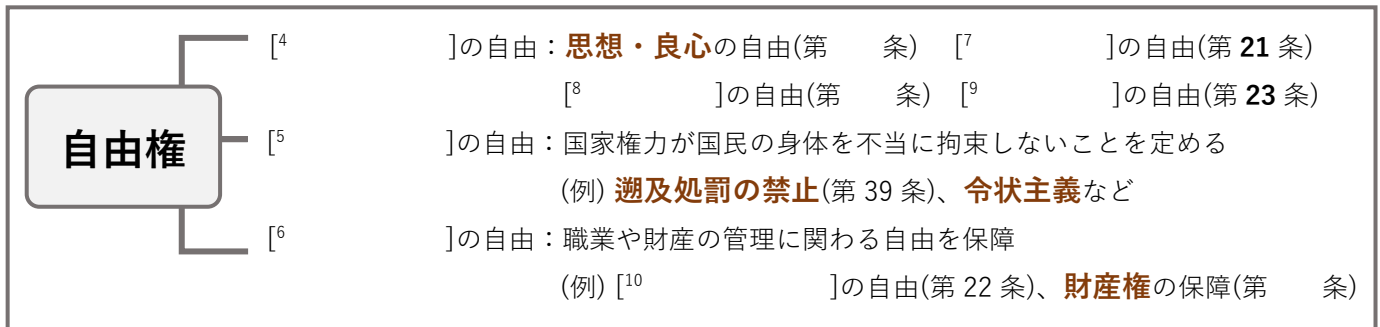


公共の学びを深めるところ Think...考えるコーナー(5分~10分) / Work...作業するコーナー(10分~20分)

(i) 自由とは

- ①消極的自由：外部からの制限や干渉、妨げるものが無い状態 →[¹]として具体化
- ②積極的自由：自分が自分の意思に基づいて、目的を果たす自由 →[²]や[³]

■ 憲法で保障される自由権



(ii) 精神の自由

戦前にこの自由が蹂躪された歴史を踏まえ、この自由の制限は最小限でなければならないと規定。

※蹂躪(じゅうりん)=ふみにじること

思想・良心の自由 (第 19 条) 【判例】 **三菱樹脂事件(1973)**：思想・信条を理由とした本採用の拒否は
思想良心の自由の侵害にあたるかが争点

表現の自由 (第 21 条)：**検閲**の禁止。 [¹¹]の秘密を保障。

→ **公権力が表現の自由を規制すること。**
(例) テレビ番組の内容を事前に審査し、放送を禁ずること

学問の自由 (第 23 条)：研究活動の自由、教授の自由、**大学の自治**を保障

戦前、国家の批判をする教授を追放した事件などを受けて、憲法にて保障。

信教の自由 (第 20 条)

・ [¹²]の原則：政治と宗教とを分離し、国家の宗教活動や政治団体との癒着を禁止。

判例 1 [¹³]訴訟=津市と神社の癒着について裁判 [結果] **合憲**

判例 2 [¹⁴]訴訟=愛媛県と靖国神社の癒着について裁判 [結果] **違憲**

NEWS💡 旧統一教会問題(2022)

2022年7月に発生した安倍元首相銃撃事件を発端に、自民党議員と旧統一教会を巡る問題が表面化した。旧統一教会は「多額の献金」や「靈感商法」による民事訴訟が発生している宗教団体であり、その団体と国会議員との間に接点が多く見つかったことが問題視された。政治と宗教の癒着は**政教分離の原則**に反する事態であり、国民に危険を及ぼす宗教団体であれば尚更、批判を受けるのも当然である。

(iii) 人身の自由

身体が国家権力によってみだりに拘束されることがないように、被疑者や刑事被告人に対する権利を保障。

- ① [15] … 処罰される犯罪や、その行為にいかなる刑罰が科されるかは、
あらかじめ法律で定められていなければならない。
 - ② [16]]主義（第 33 条、35 条）… **現行犯以外**の逮捕・捜索などには**裁判官による令状**が必要。
 - ③ 適正手続の保障（第 31 条）… 法律で定められた手続きなしに、自由が奪われないこと。
 - ④ [17]]の禁止（第 39 条）：後から作った法律で、法制定前の行為を遡って処罰しない
 - ⑤ [18]]（第 39 条）：判決が確定した事件については、再び訴訟できない原則
- その他、弁護人依頼権、拷問及び残虐な刑罰の禁止、黙秘権の保障（第 38 条）などが保障される

これらの原則は、明治憲法の時代に人身の自由がしばしば侵害されていたことへの反省からきている。
また、罪のない人を有罪としてしまう[19]]が問題となっており、慎重に裁判を進める必要がある。

刑事裁判の原則：「**は罰せず**」

Column💡 起訴されたら 99.9%有罪!?

日本の刑事裁判で有罪判決が下される確率は 99.1~99.9%。つまり被疑者として逮捕されて、取調べの結果**検察が起訴した場合**、裁判ではほぼ全員が有罪となっている。

理由は、起訴された被告人のほとんどが最初から罪を認めているから。逮捕された被疑者は検察によって仕分けが行われ、無罪とされる可能性のある事件については、起訴まで持ち込まず「不起訴処分」にするため、「起訴=有罪」という結果が多くなっている。

「99.9」というドラマがあったが、0.1%の無罪獲得に向けて奮闘する弁護士を描いた作品となっている。

地位	手続	機関	手続き上の原則
被疑者	逮捕	警察	<ul style="list-style-type: none"> * 推定無罪の原則: 有罪が確定するまでは被告人・被疑者は無罪として扱われる * 令状主義: 強制的な逮捕・捜索には、公平な立場の裁判官が発した令状が必要となる
	送検	検察	<ul style="list-style-type: none"> * 黙秘権: 自己に不利益な供述や意思に反した供述をしなくてもよい権利 * 弁護人依頼権
	勾留 ↓ 不起訴		<ul style="list-style-type: none"> 勾留が決定してから10日以内に起訴or不起訴(釈放)が決定する 起訴されたら被告人となり、裁判を受ける
被告人	起訴	裁判所	<ul style="list-style-type: none"> * 裁判を受ける権利: 裁判所で迅速な裁判を受けることができる * 弁護人依頼権: 国選弁護人を選ぶ事ができる * 補強証拠の法則: 自白が唯一の証拠の場合有罪にすることはできない
	裁判 ↓ 無罪		
受刑者	有罪	刑務所	<ul style="list-style-type: none"> * 残虐な刑罰の禁止



(iv) 経済の自由

- ① 居住・移転及び職業選択の自由（第 22 条）
- ② [20]]の保障（第 29 条）
- ③ 営業の自由

これらの自由は「[21]]に反しない限り」という制限により規制されることもある。

自由権

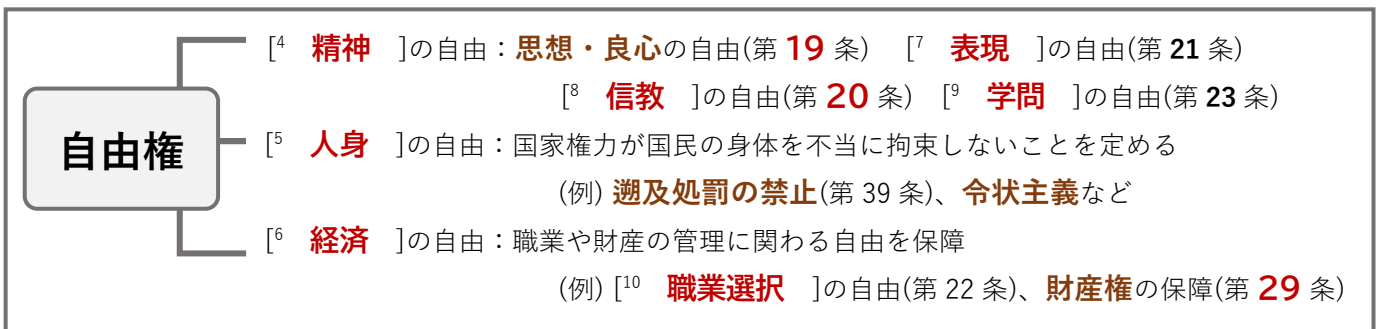


公共の学びを深めるところ Think...考えるコーナー(5分~10分) / Work...作業するコーナー(10分~20分)

(i) 自由とは

- ①消極的自由：外部からの制限や干渉、妨げるものが無い状態 →^[1] **自由権**]として具体化
- ②積極的自由：自分が自分の意思に基づいて、目的を果たす自由 →^[2] **社会権**]や^[3] **参政権**]

■ 憲法で保障される自由権



(ii) 精神の自由

戦前にこの自由が蹂躪された歴史を踏まえ、この自由の制限は最小限でなければならないと規定。

※蹂躪(じゅうりん)=ふみにじること

思想・良心の自由 (第 19 条) 【判例】**三菱樹脂事件(1973)**：思想・信条を理由とした本採用の拒否は思想良心の自由の侵害にあたるかが争点

表現の自由 (第 21 条)：**検閲**の禁止。^[11] **通信**]の秘密を保障。
→ **公権力が表現の自由を規制すること。**
(例) テレビ番組の内容を事前に審査し、放送を禁ずること

学問の自由 (第 23 条)：研究活動の自由、教授の自由、**大学の自治**を保障
戦前、国家の批判をする教授を追放した事件などを受けて、憲法にて保障。

信教の自由 (第 20 条)
・^[12] **政教分離**]の原則：政治と宗教とを分離し、国家の宗教活動や政治団体との癒着を禁止。

判例 1 ^[13] **津地鎮祭**]訴訟=津市と神社の癒着について裁判 [結果] **合憲**

判例 2 ^[14] **愛媛玉ぐし料**]訴訟=愛媛県と靖国神社の癒着について裁判 [結果] **違憲**

NEWS💡 旧統一教会問題(2022)

2022年7月に発生した安倍元首相銃撃事件を発端に、自民党議員と旧統一教会を巡る問題が表面化した。旧統一教会は「多額の献金」や「靈感商法」による民事訴訟が発生している宗教団体であり、その団体と国会議員との間に接点が多く見つかったことが問題視された。政治と宗教の癒着は**政教分離の原則**に反する事態であり、国民に危険を及ぼす宗教団体であれば尚更、批判を受けるのも当然である。

(iii) 人身の自由

身体が国家権力によってみだりに拘束されることがないように、被疑者や刑事被告人に対する権利を保障。

- ① [15 **罪刑法定主義**] … 処罰される犯罪や、その行為にいかなる刑罰が科されるかは、
あらかじめ法律で定められていなければならない。
 - ② [16 **令状**] 主義 (第 33 条、35 条) … **現行犯以外**の逮捕・捜索などには**裁判官による令状**が必要。
 - ③ 適正手続の保障 (第 31 条) … 法律で定められた手続なきに、自由が奪われないこと。
 - ④ [17 **遡及処罰**] の禁止 (第 39 条) : 後から作った法律で、法制定前の行為を遡って処罰しない
 - ⑤ [18 **一事不再理**] (第 39 条) : 判決が確定した事件については、再び訴訟できない原則
- その他、弁護人依頼権、拷問及び残虐な刑罰の禁止、黙秘権の保障 (第 38 条) などが保障される

これらの原則は、明治憲法の時代に人身の自由がしばしば侵害されていたことへの反省からきている。
また、罪のない人を有罪としてしまう[19 **冤罪**]が問題となっており、慎重に裁判を進める必要がある。

刑事裁判の原則: 「疑わしき は罰せず」

Column💡 起訴されたら 99.9%有罪!?

日本の刑事裁判で有罪判決が下される確率は 99.1~99.9%。つまり被疑者として逮捕されて、取調べの結果**検察が起訴した場合**、裁判ではほぼ全員が有罪となっている。

理由は、起訴された被告人のほとんどが最初から罪を認めているから。逮捕された被疑者は検察によって仕分けが行われ、無罪とされる可能性のある事件については、起訴まで持ち込まず「不起訴処分」にするため、「起訴=有罪」という結果が多くなっている。

「99.9」というドラマがあったが、0.1%の無罪獲得に向けて奮闘する弁護士を描いた作品となっている。

地位	手続	機関	手続き上の原則
被疑者	逮捕	警察	<ul style="list-style-type: none"> * 推定無罪の原則: 有罪が確定するまでは被告人・被疑者は無罪として扱われる * 令状主義: 強制的な逮捕・捜索には、公平な立場の裁判官が発した令状が必要となる
	送検	検察	<ul style="list-style-type: none"> * 黙秘権: 自己に不利益な供述や意思に反した供述をしなくてもよい権利 * 弁護人依頼権
	勾留 ↓ 不起訴		<ul style="list-style-type: none"> 勾留が決定してから10日以内に起訴or不起訴(釈放)が決定する 起訴されたら被告人となり、裁判を受ける
被告人	起訴	裁判所	<ul style="list-style-type: none"> * 裁判を受ける権利: 裁判所で迅速な裁判を受けることができる * 弁護人依頼権: 国選弁護人を選ぶ事ができる * 補強証拠の法則: 自白が唯一の証拠の場合有罪にすることはできない
	裁判 ↓ 無罪		
受刑者	有罪	刑務所	<ul style="list-style-type: none"> * 残虐な刑罰の禁止



(iv) 経済の自由

- ① 居住・移転及び職業選択の自由 (第 22 条)
- ② [20 **財産権**] の保障 (第 29 条)
- ③ 営業の自由

これらの自由は「[21 **公共の福祉**]に反しない限り」という制限により規制されることもある。